

人口問題研究所特別懇談會

本人口問題研究所に於いては昭和十七年十月一日最近南方視察より歸任せられた陸軍省兵務局田熊利三郎少佐の來所を得第二回特別懇談會を催したが、當日は同少佐より南方事情につき種々有益なる報告感想の發表があつた。

人口動態調査令施行細則中改正

人口動態調査令施行細則中改正の件は昭和十七年九月二十三日付官報を以て左の如く公布せられた。

人口動態調査令施行規則中改正ノ件

(昭和十七年九月二十三日 附令第二十四號)

第一條中「十月末日」ヲ「十一月末日」ニ改ム

第二條 府縣知事ハ前條ノ用紙ヲ受領シタルトキハ府

縣送致目錄用紙及豫備ノ爲保留スヘキ分ヲ除キ其ノ

他ハ之ヲ其ノ年十二月末日迄ニ市町村長ニ交付スヘ

シ

府縣知事ハ前項用紙ノ交付ヲ爲シタルトキハ用紙各

種毎ニ各市町村別交付枚數及豫備ノ爲手許ニ保留シ

タル枚數ヲ内閣總理大臣ニ報告スヘシ

第五條 市町村長ハ毎年八月末日現在ニ於ケル用紙ノ

各種毎ニ殘枚數ヲ府縣知事ノ定メタル期限迄ニ府縣

知事ニ報告スヘシ

府縣知事ハ前項用紙ノ各市町村別殘枚數及府縣ノ保

留殘枚數ヲ各種毎ニ十月二十日迄ニ内閣總理大臣ニ

報告スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

大正十一年十一月 附令第八號人口動態調査令

施行細則抄録

第一條 人口動態調査票ノ用紙ハ別表第一號様式及

第二號様式ノ送致目錄用紙ト共ニ翌年中ノ需用枚

數ヲ見積リ内閣總理大臣之ヲ毎年十月末日迄ニ府

縣知事ニ交付ス

第二條 府縣知事ハ前條ノ用紙ヲ受領シタルトキハ

府縣送致目錄用紙及豫備ノ爲保留スヘキ分ヲ除キ

其ノ他ハ之ヲ其ノ年十一月三十日迄ニ市町村長ニ

交付スヘシ

第五條 年末ニ於テ使用殘ノ用紙アリタルトキハ各

種毎ニ其ノ枚數ヲ府縣知事ノ定メタル期限迄ニ市

町村長ハ府縣知事ニ、府縣知事ハ翌年二月二十日

迄ニ内閣總理大臣ニ報告スヘシ

前項ノ用紙ハ之ヲ翌年ニ繰越シ使用スヘシ

朝鮮青年特別鍊成令の公布

朝鮮青年特別鍊成令は昭和十七年十月十四日付官報を以て左の如く公布せられた。

朝鮮青年特別鍊成令(昭和十七年十月一日 附令第三十三號)

朝鮮青年特別鍊成令明治四十四年法律第三十號第一條

及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

第一條 本令ハ朝鮮人タル男子青年ニ對シ心身ノ鍛鍊

其ノ他ノ訓練ヲ施シ將來軍務ニ服スベキ場合ニ必要

ナル資質ノ鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トシ兼テ勤勞ニ適

應スル素質ノ鍊成ヲ期スルモノトス

第二條 朝鮮ニ居住スル年齢十七年以上二十一年未滿

ノ朝鮮人タル男子ニシテ第七條第一項ノ規定ニ依リ

選定セラレタルモノハ本令ニ依リ鍊成ヲ受クルコト

ヲ要ス

第七條第一項ノ規定ニ依リ選定セラレタル者以外ノ

朝鮮人タル男子ニシテ年齢十七年以上三十年未滿ノ

モノハ志願ニ依リ鍊成ヲ受クルコトヲ得

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ鍊成ヲ受ケシメ

ザルモノトス

一 朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所生徒及同訓練所

ヲ修了シタル者

二 陸海軍軍屬

三 法令ニ依リ拘禁中ノ者

四 其ノ他朝鮮總督ノ指定スル者

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ特別ノ必要アル

場合ヲ除クノ外鍊成ヲ受ケシメザルモノトス

一 國民學校初等科ヲ修了シタル者

二 其ノ他朝鮮總督ノ指定スル者

第五條 鍊成ノ期間ハ概ネ一年トス但シ戰時又ハ事變

ニ際シ朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ之ヲ六月迄

短縮スルコトヲ得